

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 横浜市港北区新横浜3-18-16
 新横浜交通ビル7階
 事業者名 横浜交通開発株式会社
 代表者名 代表取締役 松村 岳利

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両	現在、当社の自社車両11両のうち2両がワンステップ車両（ノンステップ車両割合81.8%）であることから、令和8年度の車両更新に伴い2両のワンステップ車両をノンステップ車両へ移行することでノンステップ車両の割合を100%にする	令和5年度においては車両の更新はなかったため、ノンステップ車両の割合は81.8%で変わらず

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対するマニュアルの更新・配付 ・乗務員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	・役務の提供の方法に関する乗務員向けマニュアルを定期的に更新し、全乗務員及び社員に配付する。 ・振り返り研修等において、乗務員の教育訓練を実施する。	・マニュアルを更新し、全職員へ配布した。 ・年間を通じて、乗務員研修を行い、接客・接客向上を図った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員による乗降サポート	1人での乗降が難しいお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートする。	積極的なサポートに努めた。



④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
交通安全啓発イベント	地域ケアプラザ、養護学校の生徒にバスの乗り方や、バスに親しんでいただくように交通安全教室を実施する。 健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、小学校での交通安全教室等で車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行う。	・小学校や養護学校において、乗り方教室を行い、車椅子体験や視覚障害者の乗車体験、バリアフリー視点からの公共交通に関する座学を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	・主に新採用乗務員を対象に、車いすの乗降・固定の一連作業において、3分以内を目安としてスムーズに行えるよう、タイムを計測し教育する。 ・バス停に停車する際に、お客様の乗降車時の負担を減らすために、歩道からの距離を30cm程に近づける実車研修をする。 ・振り返り研修を通じて、お客様1人1人に寄り添った対応ができるように乗務員に指導する。	令和5年度に関しては、新採用乗務員研修において、車いすの固定について3分以内で一連の作業が出来るよう訓練し、また、バス停の着車についても30cm程度に近づけるよう指導した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者障害者等用施設の適切な広報及び啓発活動	車内へのマナーポスターの掲出を通じて広報・啓発を行う。	・車内へのマナーポスターを掲出し広報、啓発を行った

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

該当無し

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	11	11	9			2								
年度内に供用を開始した車両数														
年度内に供用を廃止した車両数														
年度末車両数	11	11	9			2								

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

